

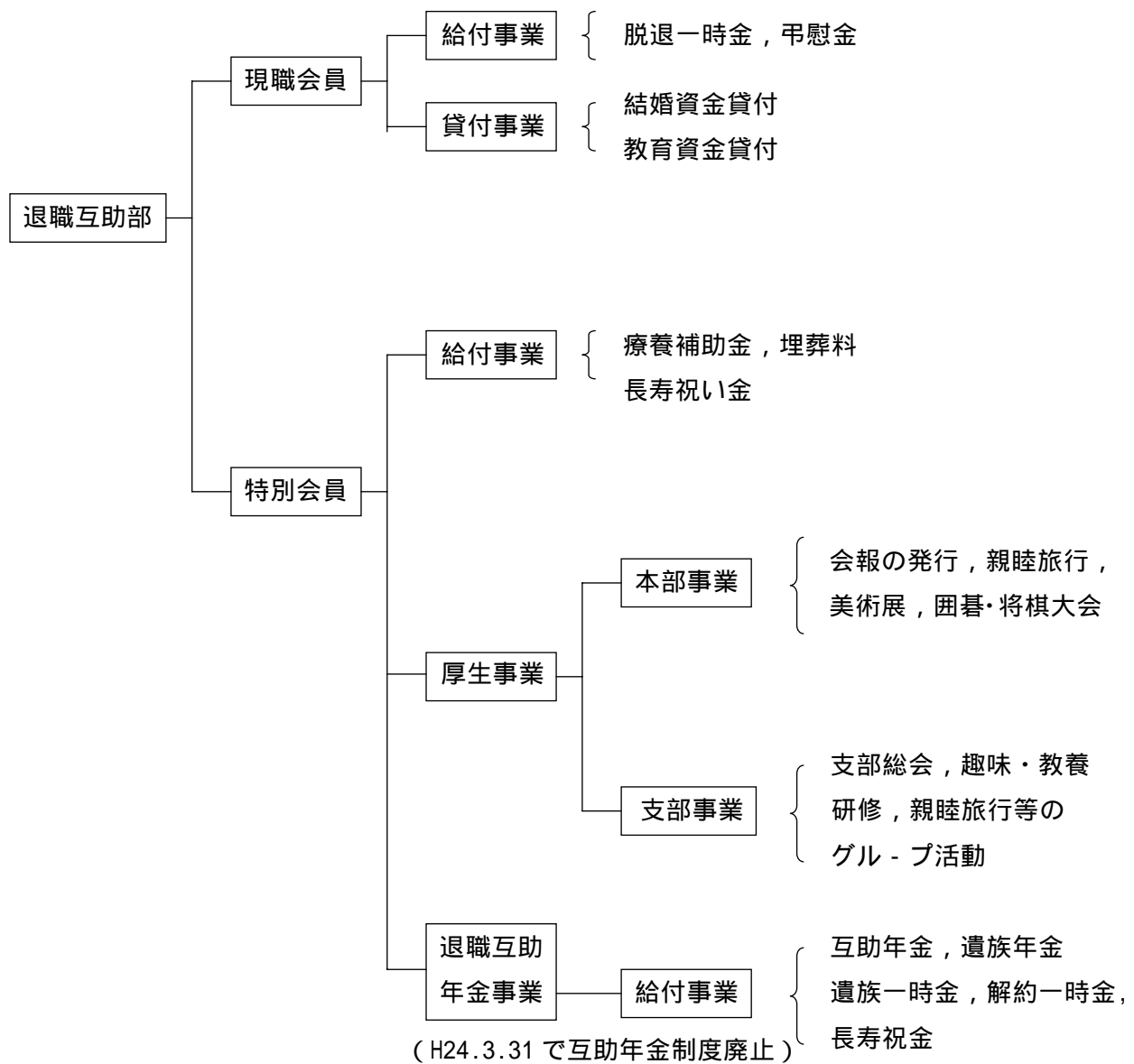
第 5 章 退職互助部事業

第5章 退職互助部事業

退職互助部は、会員及び会員の退職後の福利厚生を図ることを目的とし、昭和39年10月1日に発足した。

現職会員の加入資格は、35歳に達した日の属する次の年度の4月1日で、加入の意思表示をした者が退職互助会員となる。現職中及び退職後に受けることのできる給付及び貸付事業等は次のとおりである。

1. 退職互助部のしくみ



2. 会員

退職互助部の会員には、現職会員と特別会員とがあり、互助組合の会員で35歳以上の者を現職会員とする。この場合加入届の提出が必要であり、また、資格を取得した日の属する月から25年間、毎月給料の1000分の5を掛金として給与受領の際、互助組合に納入しなければならない。

また、現職会員が50歳以上（35歳を超えて会員となった者は、会員期間が15年以上の者）で退職し、掛金を300回分納入した者を特別会員とする。（届出が必要）

(1) 資格の得喪

現職会員

ア 取得

会員が35歳に達した日（35歳を超えて会員となった者で、15年以上会員期間を有する見込みのある者については、会員となった日の前日）の属する次の年度の4月1日から現職会員の資格を取得する。

イ 喪失

（ア）死亡したとき

（イ）退職したとき

ただし、公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合の組合員に転出したときの期間の通算について次頁「(2)期間の通算」参照のこと

特別会員

ア 取得

現職会員が50歳以上でかつ現職会員期間が15年以上で退職し、掛金を300回分納入したとき、退職日の翌日から特別会員となる。

イ 喪失

死亡したとき

会員資格の得喪時における提出書類等

会員種別	得喪別	提出書類	備考
現職会員	取得	退職互助部加入届 (様式集103頁)	○35歳に達した日の次の年度の4月1日から一括加入するとき ○35歳を超えて会員となるとき ○公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合の組合員から転入したとき
		喪失	○死亡したとき
	喪失	甲慰金請求書 (様式集107頁)	○死亡したとき
		脱退一時金請求書 (様式集104頁)	○現職会員期間15年未満で死亡以外の事由により資格を喪失したとき
特別会員	取得	退職互助部特別会員異動届 (様式第3号)	○退職に伴い特別会員となるとき
	喪失	埋葬料請求書 (様式第13号)	○死亡したとき

(2) 期間の通算

現職会員が、50歳以上かつ現職会員期間15年以上で、公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合に転出したとき、申し出により転出期間中の前後の期間を通算することができる。

なお、この場合脱退一時金の支給はしない。

期間の通算の特例

人事交流により、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合、及び国家公務員共済組合法に基づく共済組合に転出したとき、申し出により前文にかかわらず、転出期間中の前後の期間を通算することができる。

なお、この場合脱退一時金の支給はしない。

上記の申し出をした者が、転出先において退職により復帰できなくなったときは、本人の申し出により退職の日に復帰したものとみなされ、特別会員となることができる。

ただし、掛金納入中途の場合には、300回に達するまでの残余の月数にかかる掛金を納入しなければならない。

上記及びの手続書類は次のとおりである。

ア 転出したとき

会員期間通算申出書(様式集105頁)

イ 復帰したとき

転出者復帰申出書(様式集106頁)及び会員期間確認証(様式第10号の2)

ウ 転出先で退職したとき

特別会員承認申請書(様式10号)、会員期間確認証、退職辞令の写及び退職の日の前月の給料月額わかるもの

3. 事業の種類

(1) 給付事業

療養補助金

特別会員が、疾病又は負傷によって療養を受けたとき（満60歳に達した翌年度の4月診療月以降）、1か月の診療報酬明細書（レセプト）単位の医療保険各法適用医療費の自己負担額及び後期高齢者医療による一部負担金（外来・入院時）から、それぞれ1,000円を控除した後の金額の6割を給付する。なお、入院時食事療養の標準負担額は支給対象としない。

各医療保険別の療養補助金の給付額（70歳未満）

区 分		給 付 額	
		（1ヶ月・1医療機関毎の保険適用医療費の自己負担額から、それぞれ1,000円を控除した額の6割）	
		特別会員本人のみ （満60歳に達した翌年度の4月診療分から）	
公立共済岡山支部	任意継続組合員	20,000円と100円未満の額以内 [自動給付]	
	被扶養者(任継含む)	附加給付の控除額以内の額（3割 附加給付） [請求給付]	
共 済 組 合 (国家・地方公務員、私学) 組 合 管 掌 健 康 保 険	被 被 附加給付あり 保 扶		
	險 養 附加給付なし 者 者		
国民健康保険 全国健康保険協会 船員保険	被 保 險 者 被 扶 養 者	3割 - 高額療養費 [請求給付] $\left[\begin{array}{l} 80,100 \text{円 限度, ただし月の医療費が} \\ 267,000 \text{円 を 超 えた と き は } 80,100 \text{円} + \\ (\text{医療費} - 267,000) \times 1\% \end{array} \right]$	

高額療養費(70歳未満の人の1カ月あたりの医療費の自己負担限度額)

対 象	窓口負担	自己負担限度額	
		1カ月あたりの上限	1年間に4回以上該当者の4回目以降
標準報酬月額が53万円以上の被保険者	3割	150,000円 + (総医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般(上記以外)	3割	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円

脱退一時金

次の場合は、現職会員に脱退一時金(現職会員期間に納入した掛金総額に4/5)を支給する。

- ア 50歳未満で退職したとき
- イ 公立学校共済組合岡山支部以外の共済組合に転出したとき
- ウ 35歳を超えて会員となった者が、現職会員期間15年未満で退職したとき
- エ 現職中に老人医療費等受給資格を有して退職したとき、本人の申し出により理事長が認めた場合

弔慰金

現職会員が死亡したときは、遺族(配偶者、子、父母、孫、祖父母に限る。)に弔慰金を支給する。

その額は、30万円である。

埋葬料

特別会員が死亡したときは、遺族に埋葬料を支給する。その際は、会員期間に応じて5万円から5千円である。

長寿記念品

特別会員が、米寿の祝(88歳)、白寿の祝(99歳)に該当したとき2万円から3万円程度の記念品を贈呈する。

退職互助部諸給付一覧表

給付の種類	給付要件	給付内容	時効	提出書類
療養補助金	特別会員が、疾病又は負傷により療養を受けたとき	療養を受けたとき、医療保険各法適用医療費の自己負担額の1カ月の合計額から、医療機関・診療科・入院・外来・調剤薬局毎にそれぞれ1,000円を控除した額の6割を支給	2年	療養補助金請求書
脱退一時金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現職会員が50歳未満で退職したとき ・ 35歳を超えて会員となった者が現職会員期間15年未満で退職したとき ・ 公立共済岡山支部以外の共済組合に転出したとき 	退職互助部の掛金総額に4/5を乗じた額	2年	脱退一時金請求書
弔慰金	現職会員が死亡したとき	30万円	2年	弔慰金請求書 埋火葬許可証の写
埋葬料	特別会員が死亡したとき (特別会員期間に応じて給付)	1年未満 50,000円 2年未満 40,000円 3年未満 30,000円 4年未満 20,000円 5年未満 10,000円 5年以上 5,000円	2年	埋葬料請求書 埋火葬許可証の写
長寿記念品	特別会員の長寿のお祝いで、米寿(88歳)、白寿(99歳)の該当年齢になったとき	米寿 20,000円程度、 白寿 30,000円程度の記念品を贈る		請求書不要

諸給付の請求権の消滅時効は、上記のとおりであり事実発生の翌日を起算日とする。

ただし、療養補助金については、平成19年4月より1カ月毎の診療実績により給付することとなったため、診療実績月の翌月の初日を起算日とする。

(2) 厚生事業

退職互助部では、特別会員を対象に会員の福利増進 親睦を図るため次の事業を行っている。

ア 本部事業

会報の発行 特別会員に対する広報誌として年2回発行している。

親睦旅行の実施 国内を実施している。

囲碁・将棋大会の開催 囲碁・将棋を通じて会員相互の親睦を図るとともに、趣味上達の一助として実施している。

教職員美術展の開催 特別会員から美術作品を募集し，展示公開する。

イ 支部事業

県内32支部単位で独自の厚生事業を企画実施しており，それに対して助成している。

（支部総会，趣味・教養研修・講演会・講習会・親睦旅行等のグループ活動）

(3) 貸付事業

「第4章 福祉事業」の「2の(2) 互助組合の貸付け」を参照（193頁）